

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

館林市

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 旧郷谷村地域

#### (1) 現況

城沼が南に位置する平坦農業地帯である。本地域内の大部分を占める水田地帯において、主に水稻が栽培されている。一部の農地では施設園芸（胡瓜）やビール大麦が栽培されている。

混住化による集落機能が低下している中で、中心経営体に農地集積を進めることにより農業用施設の保全管理のあり方が課題となっている。また、農業者の高齢化、担い手の減少が地域農業の課題となっている。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 2. 旧大島村地域

#### (1) 現況

渡良瀬川が地域の北境を東流する平坦農業地帯である。本地域内の大部分を占める水田地帯において、主に水稻が栽培されている。一部の農地では施設園芸（苺・胡瓜）やビール大麦が栽培されている。

中心経営体に農地集積を進めることにより農業用施設の保全管理のあり方が課題となっている。また、農業者の高齢化、担い手の減少が地域農業の課題となっている。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 3. 旧赤羽村地域

#### (1) 現況

本地域は、地域の南を谷田川が、地域の西を谷田川の支流の蛇沼川が流れている。灌漑設備を配した陸田で主に水稻が作付けされている。畑地帯では野菜生産が盛んで、施設園芸（胡瓜・トマト）や露地野菜が栽培されている。一部の水田地帯では、水稻単作経営が行われている。

中心経営体に農地集積を進めることにより農業用施設の保全管理のあり方が課題となっている。また、農業者の高齢化、担い手の減少が地域農業の課題となっている。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 4. 旧六郷村地域

#### (1) 現況

本地域は、地域の南を谷田川が、地域の中央を谷田川の支流の宮田川、地域の西に同じく支流の近藤川が流れている。地域の南西には近藤沼があり、地域住民の憩いの場となっている。転作麦の単作栽培が多く行われている。

混住化による集落機能が低下している中で、中心経営体に農地集積を進めることにより農業用施設の保全管理のあり方が課題となっている。また、農業者の高齢化、担い手の減少が地域農業の課題となっている。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 5. 旧三野谷村地域

#### (1) 現況

本地域は、地域の南を谷田川が、地域の中央を谷田川の支流の新堀川が流れる平坦農業地帯である。本地域の大部分を占める水田地帯において、主に水稻と麦類（小麦・ビール大麦・六条大麦）の二毛作経営が行われている。野菜生産が盛んで、施設園芸（胡瓜）や露地野菜（茄子）が栽培されている。

中心経営体に農地集積を進めることにより農業用施設の保全管理のあり方が課題となっている。また、農業者の高齢化、担い手の減少が地域農業の課題となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

6. 旧多々良村地域

(1) 現況

本地域の西部には多々良沼がある平坦農業地帯である。本地域は南部畑地帯と北部水田地帯に分かれ、地域全体で水稲と麦類（小麦・ビール大麦）の二毛作経営が行われている。南部畑地帯は住宅との混住化が進んでいる。

混住化による集落機能が低下している中で、中心経営体に農地集積を進めることにより農業用施設の保全管理のあり方が課題となっている。また、農業者の高齢化、担い手の減少、住宅周辺における休耕地の増加が地域農業の課題となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

7. 旧渡瀬村地域

(1) 現況

本地域の北部の栃木県境を渡良瀬川が東流する平坦農業地帯である。また、渡良瀬川の支流の矢場川が旧多々良村と栃木県の境を東流し、傍示塚の北境を流れ、上早川田において渡良瀬川と合流する平坦農業地帯である。地区内の大部分を占める水田地帯では、水稲と麦類（小麦・ビール大麦・六条大麦）の二毛作経営が行われている。野菜生産が盛んで、施設園芸（胡瓜）や露地野菜が栽培されている。

中心経営体に農地集積を進めることにより農業用施設の保全管理のあり方が課題となっている。また、農業者の高齢化、担い手の減少が地域農業の課題となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	旧郷谷村地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
②	旧大島村地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
③	旧赤羽村地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
④	旧六郷村地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
⑤	旧三野谷村地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
⑥	旧多々良村地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
⑦	旧渡瀬村地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第1号に掲げる事業については、県の基本方針に定める推進組織へ参画し実施していくものとする。